

第四章 提 言

< 検討の経緯 >

私たち三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）とその下にある小委員会の委員は、2002年1月から2年間にわたって三番瀬再生に向けた議論を続けてきました。

この中では、地域住民、環境団体、漁業者、専門家などに、公募による委員を加えたさまざまな委員が、会議を公開して市民の目の前で議論を行うとともに、会議に参加した市民の発言も求めながら、透明性を確保し、住民や市民が主体となった議論を進めてきました。

この活動期間の中で、一つ一つのテーマに対して客観的データに基づいた科学的な説明を十分することができたとは言えません。その中で、多数決によらずに全員で確認しながら意思決定を行っていくのは非常な困難に直面しましたし、そのために議論が行きつ戻りつして多くの時間を要したこともありました。

しかし、私たちは参加者全員の了解の下で将来の指針となる三番瀬再生計画案を作り上げることができました。その詳細は既に述べたとおりですが、ここでは主要な提言に絞って再度訴えたいと思います。

かつて三番瀬は東京湾に面する広大な河口干潟であり、多くのさまざまな魚や鳥などの生息場所となるとともに、漁業活動を始めとする人々の生活と共生した豊かな環境を保っていました。これを支えたのは活発で持続性のある水循環や土砂収支、物質収支でした。このことは、三番瀬の再生にあたっての最終目標として常に頭に置くべき事柄です。

しかし、戦後の埋立てによって三番瀬は狭められ、護岸による仕切りによって淡水流入や干潟・後背湿地が失われて、海と陸との連続性が断たれてしまいました。それでも三番瀬は東京湾内に残った貴重な干潟・浅海域として、将来に向けて維持し、再生していかなければなりません。これに向けた三番瀬再生の方向性や目標は第一章の再生の概念にまとめてあり、第二章には項目ごとの取組みの目標とアクションプランが書かれています。

その柱となるのは、健全な水循環や土砂収支を実現する中で、生物の生息環境を確保し、それを前提とする人の関わりを保っていくことです。特に、失われている海と陸との連続性を回復するための努力が何よりも重要です。私たち

は三番瀬の自然再生のために、実施に向けて検討すべき具体的な課題として、以下の項目を提言します。

< 再生の目標 >

三番瀬の再生には、海域をこれ以上狭めないことを原則として、かつての干潟を中心とした三番瀬の環境をできる限り復活すること、そのために、河川からの淡水と土砂の供給、海水の活発な運動による良好な底質環境、後背湿地や海域での地下水の湧出、土砂の流入と流出のバランス、出水による一時的な環境の急変に耐えて回復する力を取り戻すことが必要です。それには、三番瀬を取り巻く地域の街づくり、広くは東京湾全体の再生をめざした流域の取組みが求められます。

(長期目標)

- ・ 三番瀬の再生の5つの目標、すなわち「海と陸との連続性の回復」、「生物種や環境の多様性の回復」、「環境の持続性・回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」、「人と自然とのふれあいの確保」を通じて、将来的に「三番瀬と東京湾・流域の再生」をめざす。

(短期目標)

- ・ 「海と陸との連続性の回復」を実現するため、土砂供給・淡水流入の改善などにより「潮間帯（干潟・浅海域）の再生」、海浜植物、アシ原、内陸湿地を含む「後背湿地の再生」、護岸の改善、地下水・湧水の再生などを通じた「水循環の回復」をめざす。
- ・ 「生物種や環境の多様性の回復」を実現するため、藻場、洲・漥、泥干潟、汽水域など多様な生物が生活史を全うすることのできる「多様な海域環境の回復」をめざす。
- ・ 「環境の持続性・回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」を実現するため、「青潮（貧酸素水塊）の解消」、「波・流れの回復」、水質改善による「流入河川の再生」、漁業者の経験的知識を活かした「持続的な漁業」をめざす。
- ・ 「人と自然とのふれあいの確保」を実現するため、「三番瀬への適正なアクセスの回復」、「海を活かした街づくり」、「ふれあいを進める仕組みづくり」を行う。

< 具体的施策 >

1 三番瀬の自然再生のための具体的施策

三番瀬の干潟地形を維持・拡大し、海と陸との連続性を取り戻すことによって、豊かな三番瀬の再生を実現するための第一歩として以下の具体的施策を提案します。これらは、三番瀬の環境再生に向かって舵が切られる最初の一步です。

ただし、これらの課題を検討し実施する際には、再生の概念に照らしながら、柔軟な姿勢で臨むことが必要です。生物を始めとする環境についての私たちの知識が十分とは言えない現状では、小規模に試しながら結果を定期的にモニタリングして軌道修正を施していくという、順応的管理の手法を取り入れる必要があります。

- 1) 行徳湿地の大水深部の浅水化、湿地への淡水導入、三番瀬との連絡水路の開渠化
- 2) 猫実川の後背湿地・干潟化
- 3) 市川市塩浜2丁目の現護岸の一部撤去とその陸側区域の湿地化
- 4) 市川市塩浜2丁目の改修護岸前面における干出域の形成
- 5) 浦安市日の出地区の現護岸陸域側区域の後背湿地・干潟化
- 6) ふなばし三番瀬海浜公園周辺の海と陸との自然的連続性の確保
- 7) 江戸川から小河川や水路を通じた三番瀬への淡水導入

2 人と自然の共生を実現するための具体的施策

三番瀬の歴史を振り返ればわかるように、三番瀬の再生には、自然の再生と同様に、人と自然の共生の実現が欠かせません。私たちは三番瀬の自然を維持・向上させる努力を続けるとともに、安全性を確保しながら、三番瀬の自然を傷つけないような賢明な利用を進めなくてはなりません。

このような観点から、私たちは人と三番瀬のつながりのよりよい方向をめざして、三番瀬の自然環境との調和に配慮しながら、実施に向けて検討すべき具体的な課題として、以下の具体的施策を提案します。

- 1) 漁場や漁港の整備を含む持続可能な漁業に向けた検討の推進
- 2) 海岸の眺望スポットや水に触れる親水スポットの設置
- 3) 海岸線に沿って移動するための遊歩道やサイクリングロード、海岸に出るための緑道の設置
- 4) 海から三番瀬へのアクセスを可能にする船着場の整備

- 5) 過度の利用を避けるための保全ゾーンの設定や利用ルールの確立
- 6) 高潮・高波に対する必要な安全性を確保しつつ、かつ自然環境に配慮して海域を狭めることのない護岸の設置
- 7) 三番瀬における環境学習・教育施設とその運営を検討するための設立準備委員会（三番瀬エコ・ミュージアム準備委員会；仮称）の設置
- 8) 三番瀬を長期的に維持・管理するための調査・運営体制の確立
- 9) 漂着ゴミの清掃活動の継続的实施
- 10) さまざまなメディアや行事を通じた三番瀬での活動の広報

< 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進 >

このような課題に対する取組みを今後持続的に行っていくためには、制度的な保障を行うことが必要です。そのために、三番瀬再生保全利用条例を制定して三番瀬の再生・保全・利用のあり方を示します。

市民生活や漁業活動との調和をはかりつつ、三番瀬を保全していくこととし、ラムサール条約への登録に向けて早期に関係者の合意を形成していきます。

< おわりに >

以上、三番瀬の再生に向けて具体的な提言をとりまとめました。関係者・関係機関がこれらの提言を最大限尊重し、実現に向かって行動することを強く訴えたいと思います。

戦後の経済発展とともに東京湾の自然環境は悪化し、三番瀬もその影響を受けてきました。今この流れを変え、自然環境の再生に向けて舵を切る必要があります。私たちが再生計画づくりに取り組んできた三番瀬は、河川流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川からの汚濁負荷がもたらす赤潮・青潮の問題や、東京湾全体でつながっている生態系などのことを考えると、三番瀬の再生は三番瀬における努力のみで実現するものではないのです。それだけに、三番瀬の再生はその周りの再生にもつなげていくための鍵となっていると言えるのです。今後は、東京湾全体やその流域の自然再生に向けた動きの輪を広げ、より大きな力にしていくことを願っています。

海と陸とのつながりを取り戻すために





